

平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
に基づく対応状況等に関する調査結果

1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した平成29年度における対応状況等の調査結果のうち、山梨県の集計結果を公表する。

2 調査の概要

調査方法：養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は13件であり、「虐待の事実が認められた事例件数」は4件であった。

表1 相談・通報件数等

	H29年度	H28年度
相談・通報件数	13件	10件
虐待の事実が認められた事例件数	4件	2件
被虐待高齢者数	6人	2人

(2) 虐待の事実が認められた事例

表2 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例 I

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 1人
	(年齢階級) 85～89歳 1人
	(要介護度) 要介護3 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職員
施設の種類	介護老人保健施設
虐待の種別	介護等放棄
市町村が行った措置	施設に対して改善指導

表 3 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例Ⅱ

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 男性 2人
	女性 1人
	(年齢階級) 75～79歳 1人
	80～84歳 1人
	90～94歳 1人
	(要介護度) 要介護1 1人
	要介護2 1人
要介護3 1人	
虐待を行った従事者の職種	介護職員
施設の種類の種類	通所介護等
虐待の種別	心理的虐待
市町村が行った措置	施設に対して改善指導

表 4 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例Ⅲ

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 1人
	(年齢階級) 85～89歳 1人
	(要介護度) 要介護3 1人
虐待を行った従事者の職種	管理職、介護職員
施設の種類の種類	通所介護等
虐待の種別	身体的虐待
市町村が行った措置	施設に対して改善命令

表 5 県が直接虐待の事実を把握した事例Ⅰ

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 1人
	(年齢階級) 85～89歳 1人
	(要介護度) 要介護5 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職員
施設の種類の種類	介護老人保健施設
虐待の種別	心理的虐待
都道府県が行った措置	施設に対して改善勧告

(3) 身体的虐待に該当する身体拘束の有無

「身体的拘束あり」は1人で、「身体拘束なし」は5人であった。

表6 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計
1人	5人	6人

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は226件、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例（以下「虐待判断事例」という。）」は128件であった。

表7 相談・通報件数

	H29年度	H28年度
相談・通報件数	226件	203件
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例件数	128件	117件
被虐待高齢者数	133人	122人

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が34.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が15.0%、「警察」が11.3%であった。

表8 相談・通報者（複数回答）

（単位：人）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民、知人	民生委員	被虐待者本人	家族、親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	合計
H29年度	85 (34.4%)	19 (7.7%)	13 (5.3%)	13 (5.3%)	5 (2.0%)	17 (6.9%)	37 (15.0%)	3 (1.2%)	19 (7.7%)	28 (11.3%)	8 (3.2%)	247 (100%)
H28年度	78 (35.1%)	10 (4.5%)	12 (5.4%)	8 (3.6%)	9 (4.1%)	18 (8.1%)	25 (11.3%)	5 (2.3%)	17 (7.7%)	20 (9.0%)	20 (9.0%)	222 (100%)

(注) 一件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数226件と一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は224件、「事実確認調査を行っていない事例」は4件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」は219件であり、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が

176件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が43件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」の4件は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査を不要と判断した事例」が3件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中」が1件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった134件では0日（即日）であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値については、回答のあった29件では1日であった。

表9 相談・通報に関する事実確認の状況

（単位：件）

	H29年度	H28年度
事実確認調査を行った事例	224 (98.2%)	210 (99.5%)
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	219 (97.8%)	209 (99.1%)
訪問調査により事実確認調査を行った事例	176	170
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	43	39
立入調査により事実確認調査を行った事例	5 (2.2%)	1 (0.5%)
（立入調査のうち）警察が同行した事例	5	1
（立入調査のうち）警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0
（立入調査のうち）市町村が単独で実施した事例	0	0
事実確認調査を行っていない事例	4 (1.8%)	1 (0.5%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	3	1
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	1	0
合計	228 (100%)	211 (100%)

（注）事実確認の状況には、平成28年度に相談・通報があったもののうち、平成29年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成29年度の相談・通報件数226件と一致しない。

表10 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

（単位：件）

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
H29年度	68	29	11	15	5	1	1	4	134
H28年度	82	15	3	4	5	3	0	4	116

中央値 H29年度：0日（即日）、H28年度：0日（即日）

表11 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

（単位：件）

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
H29年度	12	3	5	3	3	0	0	3	29
H28年度	27	5	1	3	10	5	1	13	65

中央値 H29年度：1日、H28年度：2日

(4) 事実確認調査の結果

「事実確認調査を行った事例」224件のうち、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例の件数は128件で、「被虐待高齢者数」は、133人であった。

(5) 虐待の発生要因

最も回答が多い要因は「虐待者の障害・疾病」の12.7%、次いで「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」の11.2%、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の9.6%の順であった。

表12 虐待の発生要因（複数回答）

（単位：件）

要因	H29年度	H28年度
虐待者の障害・疾病	25(12.7%)	2(3.4%)
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	22(11.2%)	3(5.1%)
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	19(9.6%)	0(0.0%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	18(9.1%)	22(37.3%)
経済的困窮（経済的問題）	17(8.6%)	9(15.3%)
被虐待高齢者の身体的自立度・認知機能の低下	16(8.6%)	1(1.7%)
被虐待高齢者本人の性格や人格（に基づく言動）	15(7.6%)	2(3.4%)
被虐待高齢者の認知症の症状	14(7.1%)	3(5.1%)
虐待者の知識や情報の不足	12(6.1%)	3(5.1%)
虐待者の精神状態が安定しない	12(6.1%)	9(15.3%)
家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか 家族関係の問題	9(4.6%)	3(5.1%)
虐待者の飲酒の影響	8(4.1%)	8(13.6%)
虐待者の介護力の低下や不足	7(3.6%)	1(1.7%)
虐待者の理解力の不足や低下	1(0.5%)	1(1.7%)
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	1(0.5%)	0(0.0%)
虐待者側のその他の要因	1(0.5%)	2(3.4%)

（注）・任意で回答のあった事例（H29:197、H28:59）を集計。

○ 以下、虐待判断事例の総数128件（被虐待高齢者数133人）を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（注）一件の事例に対し、被虐待高齢者が複数となる事例があるため、虐待判断事例の総数128件に対する被虐待高齢者数は133人となる。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が55.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が52.6%、「経済的虐待」が27.1%、「介護等放棄」が25.6%であった。

※一人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数（H29：133人、H28：122人）と一致しない

表13 虐待の種別（複数回答）

（単位：人）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H29年度	74(55.6%)	34(25.6%)	70(52.6%)	2(1.5%)	36(27.1%)	216
H28年度	82(67.2%)	26(21.3%)	49(40.2%)	0(0.0%)	27(22.1%)	184

（注）割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い、身体拘束
介護等放棄	生活援助全般を行わない、水分・食事摂取の放任、希望・必要とする介護サービスの制限
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱、脅迫、無視・訴えの否定や拒否
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
経済的虐待	年金の取り上げ、必要な費用の不払い、預貯金・カード等の不当な使い込み

イ 虐待の程度の深刻度

5段階評価で、「1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が33.8%と最も多く、次いで「3－生命・身体・生活に著しい影響」が30.1%であった。一方、「5－生命・身体・生活に関する重大な危険」は5.3%であった。

表14 虐待の程度（深刻度）

（単位：人）

	1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	2	3－生命・身体・生活に著しい影響	4	5－生命・身体・生活に関する重大な危険	合計
H29年度	45(33.8%)	29(21.8%)	40(30.1%)	12(9.0%)	7(5.3%)	133(100%)
H28年度	33(27.0%)	19(15.6%)	53(43.4%)	7(5.7%)	10(8.2%)	122(100%)

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が75.2%、「男性」が24.8%と「女性」が全体の7割以上を占めていた。年齢階層別では、「80～84歳」が23.3%と最も多く、次いで「85～89歳」が21.8%、「75～79歳」が19.5%であった。全体の75.1%が75歳以上であった。

表15 被虐待高齢者の性別 (単位：人)

	H29年度	H28年度
男性	33(24.8%)	22(18.0%)
女性	100(75.2%)	100(82.0%)
合計	133(100%)	122(100%)

表16 被虐待高齢者の年齢

(単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H29年度	9(6.8%)	23(17.3%)	26(19.5%)	31(23.3%)	29(21.8%)	14(10.5%)	1(0.8%)	133(100%)
H28年度	13(10.7%)	16(13.1%)	23(18.9%)	30(24.6%)	24(19.7%)	16(13.1%)	0(0%)	122(100%)

イ 要介護認定の状況

「要介護認定済み」が68.4%で、全体の6割以上が介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者であった。また、「未申請」は29.3%であった。

表17 被虐待高齢者の養介護認定の状況

(単位：人)

	H29年度	H28年度
要介護認定 未申請	39(29.3%)	30(24.6%)
要介護認定 申請中	2(1.5%)	0(0.0%)
要介護認定 済み	91(68.4%)	90(73.8%)
要介護認定 非該当(自立)	1(0.8%)	2(1.6%)
不明	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	133(100%)	122(100%)

ウ 要介護状態区分、認知症日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

要介護認定者91人における要支援・要介護状態区分は、「要介護3以上」が45.1%であった。また、要介護認定者の認知症日常生活自立度は、「自立度Ⅱ以上」が79.1%、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)は、「寝たきり度A以上」が80.2%であった。

表 18 要介護認定者の要支援・要介護状態区分 (単位：人)

	H29 年度	H28 年度
要支援 1	1 (1.1%)	3 (3.3%)
" 2	7 (7.7%)	5 (5.6%)
要介護 1	18 (19.8%)	20 (22.2%)
" 2	24 (26.4%)	20 (22.2%)
" 3	18 (19.8%)	25 (27.8%)
" 4	13 (14.3%)	12 (13.3%)
" 5	10 (11.0%)	5 (5.6%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	91 (100%)	90 (100%)
要介護 3 以上 (再掲)	41 (45.1%)	42 (46.7%)

表 19 要介護認定者の認知症日常生活自立度 (単位：人)

	H29 年度	H28 年度
自立又は認知症なし	5 (5.5%)	10 (11.1%)
認知症日常生活自立度 I	14 (15.4%)	17 (18.9%)
" II	36 (39.6%)	30 (33.3%)
" III	32 (35.2%)	23 (25.6%)
" IV	3 (3.3%)	7 (7.8%)
" M	1 (1.1%)	1 (1.1%)
認知症はあるが自立度不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
認知症の有無が不明	0 (0.0%)	2 (2.2%)
合計	91 (100%)	90 (100%)
自立度 II 以上 (再掲)	72 (79.1%)	61 (67.8%)

表 20 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) (単位：人)

	H29 年度	H28 年度
自立	3 (3.3%)	2 (2.2%)
日常生活自立度 (寝たきり度) J	15 (16.5%)	21 (23.3%)
" A	39 (42.9%)	39 (43.3%)
" B	29 (31.9%)	19 (21.1%)
" C	5 (5.5%)	7 (7.8%)
不明	0 (0.0%)	2 (2.2%)
合計	91 (100%)	90 (100%)
日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上 (再掲)	73 (80.2%)	65 (72.2%)

エ 要介護認定者の介護保険サービス利用状況及び内容

要介護認定者において、「介護サービスを受けている」は86.8%であり、介護サービスを受けている（過去受けていたが判断時点では受けていないを含む）における介護保険サービスの種別では、「デイサービス」が93.8%と最も多く、次いで「訪問介護」が32.5%であった。

表 2 1 要介護認定者の介護保険サービス利用状況 (単位：人)

	H29 年度	H28 年度
介護サービスを受けている	79 (86.8%)	82 (91.1%)
過去受けていたが判断時点では受けていない	1 (1.1%)	3 (3.3%)
過去も含め受けていない	11 (12.1%)	5 (5.6%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	91 (100%)	90 (100%)

表 2 2 要介護認定者の介護保険サービスの種別 (複数回答) (単位：件数)

	介護サービスを受けている	過去受けていたが判断時点では受けていない	合計
訪問介護	25 (31.6%)	1 (100.0%)	26 (32.5%)
訪問入浴介護	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
訪問看護	8 (10.1%)	0	8 (10.0%)
訪問リハビリテーション	2 (2.5%)	0	2 (2.5%)
居宅療養管理・訪問診療	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
デイサービス (通所介護)	74 (93.7%)	1 (100.0%)	75 (93.8%)
デイケア (通所リハ)	10 (12.7%)	0	10 (12.5%)
福祉用具貸与等	11 (13.9%)	1 (100.0%)	12 (15.0%)
グループホーム	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
小規模多機能	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
ショートステイ	14 (17.7%)	0	14 (17.5%)
老人保健施設	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
特別養護老人ホーム	1 (1.3%)	0	1 (1.3%)
その他	2 (2.5%)	0	2 (2.5%)

(注) 割合は表 21 の「介護サービスを受けている (79 人)」、「過去受けていたが判断時点では受けていない (1 人)」に対するもの。複数回答のため、利用件数の合計は表 21 に一致しない。

(8) 虐待を行った養護者 (虐待者) の状況

ア 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が43.6%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が39.1%と、被虐待者の8割以上が虐待者と同居であった。

表 2 3 虐待者との同居の状況

(単位：人)

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	合計
H29 年度	58 (43.6%)	52 (39.1%)	20 (15.0%)	3 (2.3%)	133 (100%)
H28 年度	54 (44.3%)	52 (42.6%)	13 (10.7%)	3 (2.5%)	122 (100%)

イ 家族形態

「未婚の子と同居」が 27.1%と最も多く、次いで「子夫婦と同居」が 23.3%であった。

表 2 4 家族形態

(単位：人)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	合計
H29 年度	8 (6.0%)	20 (15.0%)	36 (27.1%)	15 (11.3%)	31 (23.3%)	23 (17.3%)	133 (100%)
H28 年度	5 (4.1%)	23 (18.9%)	29 (23.8%)	18 (14.8%)	31 (25.4%)	16 (13.1%)	122 (100%)

(注)・「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

・その他：実の弟、内縁の夫、配偶者の兄弟等と同居

ウ 虐待者の続柄

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 43.2%と最も多く、次いで「夫」の 14.9%、「娘」の 12.8%であった。

表 2 5 虐待者と被虐待高齢者との続柄（複数回答）

(単位：人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	合計
H29 年度	22 (14.9%)	11 (7.4%)	64 (43.2%)	19 (12.8%)	12 (8.1%)	2 (1.4%)	4 (2.7%)	3 (2.0%)	11 (7.4%)	148 (100%)
H28 年度	25 (19.4%)	4 (3.1%)	62 (48.1%)	17 (13.2%)	11 (8.5%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	2 (1.6%)	5 (3.9%)	129 (100%)

(注) 一件の事例に対し、複数の者から虐待を受けていた場合は、重複して計上されているため、虐待と判断された件数 (H29:128 件、H28:117 件) 及び被虐待者数 (H29:133 人、H28:122 人) と一致しない。

エ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階層別は、「50～59歳」が 29.1%と最も多く、次いで「40～49歳」が 20.3%、「60～64歳」が 11.5%であった。

表 2 6 虐待者の年齢

(単位：人)

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～84歳	90歳以上	不明	合計
H29年度	8 (5.4%)	30 (20.3%)	43 (29.1%)	17 (11.5%)	10 (6.8%)	9 (6.1%)	7 (4.7%)	8 (5.4%)	6 (4.1%)	1 (0.7%)	9 (6.1%)	148 (100%)
H28年度	8 (6.2%)	29 (22.5%)	33 (25.6%)	17 (13.2%)	4 (3.1%)	14 (10.9%)	5 (3.9%)	9 (7.0%)	4 (3.1%)	1 (0.8%)	5 (3.9%)	129 (100%)

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は25.3%であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は60.5%であった。

表 2 7 虐待への対応策としての分離の有無

(単位：人)

	H29年度	H28年度
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	41(25.3%)	37(27.8%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	98(60.5%)	82(61.7%)
現在対応について検討・調整中の事例	2(1.2%)	1(0.8%)
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	20(12.3%)	12(9.0%)
その他	1(0.6%)	1(0.8%)
合計	162(100%)	133(100%)

- (注)・平成29年度には、平成28年度の虐待判断事例のうち、平成29年度に入ってから対応を行ったものを含むため、合計人数162人は、平成29年度の虐待判断事例における被虐待者数133人と一致しない。
- ・平成28年度には、平成27年度の虐待判断事例のうち、平成28年度に入ってから対応を行ったものを含むため、合計人数133人は、平成28年度の虐待判断事例における被虐待者数122人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「(上記以外の)住まい・施設等の利用」が24.4%と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」、「緊急一時保護」が22.0%の順であった。

表 2 8 分離を行った事例の対応の内訳

(単位：人)

	H29年度	H28年度
契約による介護保険サービスの利用	9(22.0%)	11(29.7%)
やむを得ない事由等による措置	4(9.8%)	4(10.8%)

(上記のうち) 面会の制限を行った事例	2	4
緊急一時保護	9 (22.0%)	13 (35.1%)
医療機関への一時入院	6 (14.6%)	3 (8.1%)
上記以外のすまい・施設等の利用	10 (24.4%)	6 (16.2%)
虐待者を高齢者から分離 (転居等)	2 (4.9%)	0 (0.0%)
その他	1 (2.4%)	0 (0.0%)
合計	41 (100%)	37 (100%)

ウ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応は、「養護者に対する助言・指導」が70.4%と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が42.9%であった。

表29 分離していない事例の対応の内訳 (複数回答)

(単位: 件)

	H29年度	H28年度
経過観察 (見守り)	9 (9.2%)	13 (15.9%)
養護者に対する助言・指導	69 (70.4%)	58 (70.7%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	2 (2.0%)	8 (9.8%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	7 (7.1%)	6 (7.3%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	42 (42.9%)	38 (46.3%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5 (5.1%)	4 (4.9%)
その他	28 (28.6%)	21 (25.6%)

(注)・割合は、分離していない事例における被虐待者 (H29: 98人、H28: 82人) に対するもの。

・その他: 成年後見制度の利用、介護に関する定期相談、養護者への就労支援等

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度の「利用開始済み」が11人、「利用手続き中」が6人であり、これらを合わせた17人のうち「市町村長申立の事例」は11人であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」は4人であった。

表30 権利擁護に関する対応

(単位: 人)

	H29年度	H28年度
成年後見制度 利用開始済み	11	6
〃 利用手続き中	6	2
上記2つのうち市町村長申立の事例	11	7
日常生活自立支援事業の利用	4	3

(10) 虐待等による死亡事例

「要介護者 (※介護している親族を含む) による事例で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」は、本県ではなかった。

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。